

This Monthly Paper that connects the Clients and AI-Jimusho

Vol.2013

# AI Contact

2

## AI See You

私たちは、企業と人財の発展を見守り、  
適切なアドバイス&サポートで、お客さまのリクエストにお応えいたします

## Monthly Topics

### 1月の出来事

- 主要企業の年末一時金 前年比 2.89%減, 3年ぶり減額
- 12月の完全失業率, 4.2%に悪化/労働力調査
- 65歳継続雇用, 「再雇用選定基準が必要」が9割超/生産性本部調査
- 13年賃上げの見通し, 定昇込み 1.64%/労務行政研究所調べ

### 2月の話題

- 労働政策フォーラム開催 3/13(水)  
～「震災から2年, 復興を支える被災者の雇用を考える」～
- 安倍首相, デフレ脱却に向け経済界と意見交換
- トヨタ, 本田労組は一時金の増額を要求/自動車メーカー労組が要求提出
- 「若者の仕事と就活トラブル 110番」開設
- 胆管がん労災認定へ/厚労省



横浜市 みなとみらい地区 (2013.02.10 撮影: 福島)



〒151-0053

社会保険労務士法人 相事務所

東京都渋谷区代々木1-54-1 石井ビル 4階

Phone 03-3320-7351 / Fax 03-3320-7352

URL <http://www.sr-aijimusho.co.jp> / Email [info@sr-aijimusho.co.jp](mailto:info@sr-aijimusho.co.jp)

# 法改正トピックス

## 【助成金】日本再生人材育成支援事業について

日本再生のために各産業分野において人材育成は急務な課題となっています。そこで厚生労働省は、健康、環境、農林漁業分野等において、雇用する労働者(非正規雇用の労働者を含む)に対して、一定の職業訓練を実施した事業主や被災地の復興のために必要な建設関係の人材育成を行った事業主に対して奨励金制度を設けています。

### ■日本再生人材育成支援事業

奨励金名	対象労働者	対象事業主	概要
非正規雇用労働者 育成支援奨励金	①有期契約労働者 ②正規雇用の労働者以外 の無期契約労働者 (短時間労働者・派遣 労働者を含む)	健康、環境、農林漁業 分野等の事業を行う 事業主	一定の職業訓練を行った場合に、 訓練に係る賃金および経費相当分 を支給
正規雇用労働者 育成支援奨励金	正規雇用の労働者	健康、環境、農林漁業 分野等の事業を行 い、海外未進出であ って、国内雇用を維 持しつつ海外展開を 図ろうとする事業主	一定の職業訓練を行った場合に、 訓練に係る経費相当分を支給
海外進出支援奨 励金(留学)			正規雇用労働者を国外に留学させ た場合に、留学に要した費用や住 居費・交通費の一部を支給
海外進出支援 奨励金(送り出し)			既に海外進出している企業の海外 子会社等に一定期間、正規雇用労 働者を外向させて、実地訓練を行 う場合に、訓練に要した費用や住 居費・交通費の一部を支給
被災地復興建設労働者 育成支援奨励金	被災3県(岩手県、宮城 県、福島県)で就労す る労働者	被災3県(岩手県、宮 城県、福島県)に所在 する事業所を有する 事業主	被災地の復興に必要な建設関係の 人材を育成・確保するために必要 な訓練を行った場合に、訓練に要 した費用や宿泊費を支給

◎支給対象分野・・・以下の分野に該当する場合に支給対象となります。

日本標準産業分類	
大分類 A	農業、林業
大分類 B	漁業
大分類 D	建設業 このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する建築物等を建築しているもの
大分類 E	製造業 このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する製品を製造しているもの このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する事業を行う事業所との取引関係があるもの
大分類 F	電気・ガス・熱供給・水道業の中の中分類 33 電気業
大分類 G	情報通信業
大分類 H	運輸業・郵便業
大分類 L	中分類 71 学術・開発研究機関 このうち健康環境農林漁業分野に関する技術開発を行っているもの
大分類 N	中分類 80 → 小分類 804 スポーツ施設提供業 例)フィットネスクラブ
大分類 O	中分類 82 → 小分類 824 → 細分類 8246 スポーツ・健康教授業 例)スイミングスクール
大分類 P	医療、福祉
大分類 R	中分類 88 廃棄物処理業 例)ごみ処分業
その他(上記以外)	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する事業を行っているもの 例)エコファンダ

参照ホームページ[厚生労働省]

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/ikusei/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/ikusei/index.html)

## 登場人物

増田社長：平成24年に小売業として起業。  
今までは雇われる身だったが、事業主となり労働問題に直面している。マジメな性格の持ち主。

岡田社労士：働き盛りの35歳。雇用問題と自分のメタボ問題が最近のトレンド。一風変わった芸風を持っている。

## 『出勤と退勤のときに注意することは』

労働時間の管理はどのようにされていますか？

タイムカードや出勤簿、最近ではICカード等の管理も主流になりつつあります。

それに関連して、出勤時や退勤時の決め事も必要になってきます。当然のことですが管理が難しいところです。

さあ、今月も増田社長疑問を持ち始めたようです。ちょっとのぞいてみましょう。

増田：「最近の人って、9時ぎりぎりに会社に着いて、ア一間に合った～！なんて呑気なこと言うんだよね」

岡田：「最近では電車の遅延もよくありますから、それをいいことに遅れてくる人もいるみたいですよ」

増田：「そのあたりはどうかならないものかなあ…」

岡田：「まず、出勤の定義をはっきりするべきですね。出勤は出社する時間ではなくて、仕事を開始する時間。なので、それまでに会社へ準備しておかなければならないということです」

増田：「それは大事だね！これって、仕事が終わるときにも言えることじゃない？」

岡田：「もちろんです！退社時間まではきちんと仕事をして、定時になってから片づけをするというのが原理原則です」

増田：「退勤時間が帰る時間じゃないってことだよな。これはしっかり管理しないとイケない問題だね」



出退勤のルールは、就業規則等で明確に定めておくことで、時間管理の意識を持つようになります。

## 第X条（出勤）

従業員は、定められた始業時刻より就業できる態勢がとれる時刻までに出勤しなければならない。

## 第Y条（出退勤の記録）

出退勤、外出の際は必ず所定の方法によって、本人がその時刻を記録しなければならない。

## 第Z条（退社）

従業員は、定められた終業時刻後、会社の許可を得た場合を除き、速やかに退社しなければならない。

岡田：「それに関して、出退勤の記録というのも事業主に義務付けられているんです。労働時間に関して事業主が講ずべき措置として、労働日ごとの始業と終業の時刻を確認して記録することとしています。労働時間数ではなくて、いつから仕事を開始していつ終わったのかを確認してくださいね！ということです」

増田：「とはいえ、何時間働いたかでお給料を払うんだから、サボってる時間にお金を払うのは嫌だなあ・・・」

岡田：「お気持ちはわかりますが、いちいち社員の横にいて、あれやれこれやれというのは非効率ですし、本来の社長の仕事じゃないですよな。」

それならば、社員の仕事内容とか行動については、ある程度規制しながらも認めてあげた方が従業員満足度があがるというものです。時間にしばられて楽しい人はいませんから、確信犯じゃないかぎり大らかなゆとりを持つことも経営には必要です」

労働時間の把握方法は、事業主自らが現認して確認、記録することとされています。

勤務管理表などの自己申告制は例外となります。自己申告制で注意しなければならないのは、事業主が毎日確認を行えないのであれば、適正に申告を行うことについて十分な説明が必要とされていますので、管理方法を確認して下さい。

## ★ここがポイント！

## ■適正な時間管理について

事業主は労働時間の適正な把握のために講ずべき措置があります。時間管理が面倒だから、時間外手当を多く払うのは嫌だからという理由でタイムカードを設置しない企業もありますが、これは得策ではありません。

企業には「安全配慮義務」が課せられており、健康管理の面からも働きすぎは抑制しなければなりません。

手当を多く払っているということは業務量が多いということも考えられます。適正な人員配置が出来ているのか、もっと効率よく働く方法はないものかなど、抜本的な見直しが必要な時期がきていると考えてもよいでしょう。

## ※法定割増賃金率引上げについて

1ヶ月に60時間を超える時間外労働については、法定割増賃金率が現行の25%から「50%」に引上げられますとお伝えしましたが、まだ厚労省からの発表はありませんでしたので、お詫びして訂正いたします。

## Free Space ウィンタースポーツのすすめ

毎年冬になるとワクワクしてきます。「今年は雪が多いのかなあ…」なんて考えながら。

東京生まれなのですが、親の影響で物心ついた頃から「冬にはスキーをする」というのが恒例になっておりまして、今になっても週末に車を走らせ友人などと山に行ったりします。

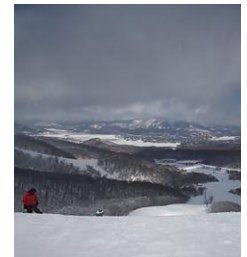
一緒に行くメンバーはスノーボードやショートスキーなど、それぞれの楽しみ方で満喫します。先日も友人と福島県の磐梯山に行ってきましたが、2歳と1歳の子供と一緒に雪遊びしている仲間もいました。

私は一貫してフツのスキーです。スノーボードも興味はありますが、もう少しスキーが上手くなってからですかね。

スキー板もいろいろと変化してきています。私が20年以上前に初めて手にしたのは、身長プラス30cmのスキー板でしたが、今では身長よりも短い板が主流です。スキーの形状も、まっすぐな板からサイドカーブ（スキーの先端と後部が太く真ん中が細い）のあるくびれた「カービングスキー」がほとんどです。

このカービングスキーは、滑っているスキー板に圧を加えて板をたわませサイドカーブを使ってターンをするスキーなので、以前の自分からひねってターンするスキーより簡単です、楽にパラレルターンができるようになります。

以前に楽しんだことのある方やこれからやってみようかな？とお考えの方は、ぜひ雪山へ行ってみてください。白銀の世界の美しい景色がお待ちしておりますので。（榎本）



## やさいのちから

### 【ピーマン - Sweet Pepper】

名前の通り、トウガラシの仲間のピーマンは、アメリカからヨーロッパを経て16世紀頃に日本にやってきました。語源はフランス語から。

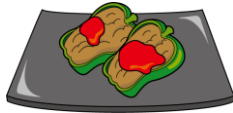
独特の香りを嫌がる子供と、あの手この手を使って食べさせるお母さんの根競べが続いたものでした。という私も大人になるまで大の苦手…子供の誕生と同時にオトナになりました（笑）

最近のものは改良でクセもなくなりとても食べやすくなっています。

緑ピーマンは、未熟な状態で収穫したもので、完熟させると赤や黄色といったように変わっていきます。

**熱すにつれビタミンC以外の栄養価も上がり、苦味も弱まり糖度が増すので、更に食べやすくなります。**

だからといって、緑ピーマンの栄養価が落ちるわけではありませんで、いつの季節でも楽しめまる食材ですね。



## からだのふしぎ

### 【花粉症対策を忘れずに！】

花粉症の方は「カフン」という言葉を聞くだけでもくしゃみが出るとか（笑）私は生まれてこのかた花粉知らずのオールドファッションでございます！

さて、2月も中盤ともなると花粉対策をしなければならぬようです。林野庁の調査によるとさいたま市で前シーズン比5.6倍、例年比1.74倍、千代田区で前シーズン比4.29倍、例年比1.64倍、水戸市で前シーズン比4.11倍、例年比1.56倍の多さとのこと。別の情報では例年の5倍とか7倍とも言われています。

毎年1月1日からの最高気温を積算し、400度を超えたあたりから花粉が飛び始めます。脱稿時（2/22）では430度に達しており、750度でピークを迎えるといえます。

最近では眠くならないお薬が主流ですが、気持ちも憂鬱な分、仕事にもミスが出やすい時期ですので、注意していきましょう。



## 編集好機

今年は雪が多く降る年だなあと感じる人も少なくないでしょう。どうやら歴史的にも大きな寒波が北海道から東北にかけて覆っているということです。気象予報士でもなんでもありませんが、朝の天気予報で寒さ対策を考えなければならないので、その日一日の過ごし方も変わってきます。

天気予報といえば、最近のテレビは便利だなあとつくづく感じます。設定をしておくと、知りたい地域の天気予報が画面の端に表示されているんですね。ふだんは気にならなかったのですが、そんなに存在感も示さずに佇んでいますので、とても助かるという感じがしています。

便利といえば、最近重宝しているのは「消せるボールペン」です。付属のラバーでこすると字が消えたように見えますが、あれは摩擦の熱でインクの色を消し去っているというもの。CMにもありましたが、瞬時に予定が変わる世の中においては、手帳をきれいにみせてくれる必需品ともいえます。意外に文具好きの自分のペン立てには5色もささっています！使い切って新しいカートリッジを入れるのが楽しみになっています。

ということで、なんだかわらしべ長者のような編集好機でした。まだまだ寒い日が続きますので十分にご自愛ください。ということで元に戻りました。

文責：福島